

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会ボランティアセンター
運営要綱

(目的)

第1条 地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行うと共に、ボランティア相互の連携を図り、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資することを目的とする。

(設置場所)

第2条 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置場所は、次のとおりとする。

筑紫野市岡田3丁目11番地1（筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」）

(運営主体)

第3条 このセンターの運営主体は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会とする。

(業務内容)

第4条 このセンターは、概ね次の業務を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査、研究及び啓発
- (2) ボランティア活動に関する団体及び個人の登録
- (3) ボランティアの需要調整
- (4) ボランティア活動に関する研修、育成、援助
- (5) ボランティア活動に関する相談、助言
- (6) ボランティア活動保険の事務処理に関すること
- (7) その他センターの運営及び目的達成に必要な事項

(センターの機能)

第5条 センターに次の機能を設ける。

- (1) センター管理事務スペース
- (2) ミーティングスペース

(開設日及び開設時間)

第6条 開設日は土・日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日とし、開設時間は午前8時30分から午後5時までとする。但し、会長が必要と認めたときは、筑紫野市総合保健福祉センターの開館日及び開館時間の範囲内でこれを変更することができる。

(ミーティングスペースの利用)

第7条 ミーティングスペースは、ボランティア活動関係者が気軽に利用でき、情報交換及び活動拠点の場とする。

(利用申込)

第8条 ミーティングスペースを利用しようとするときは、事前に予約をし、許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 次の各号に該当する場合は、ミーティングスペースの利用を制限することができる。

- (1) ミーティングスペースの管理上支障があるとき
- (2) 建物及び付属設備を棄損する恐れがあるとき
- (3) その他利用させることを不相当と認めたとき

(禁止事項)

第10条 利用責任者(代表者)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸することはできない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 筑紫野市ボランティアセンター運営要綱は、廃止する。